

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

※ これらの要件は、平成 27 年 4 月 1 日現在のものであり、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

1 加算

項目	必要書類
中山間地域等における小規模事業所加算(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)	①変更届出書(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(福祉用具貸与) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防福祉用具貸与)

2 算定要件

基準	解釈通知
<p>●中山間地域等における小規模事業所加算</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定(介護予防)福祉用具貸与事業所の場合にあつては、当該指定(介護予防)福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定(介護予防)福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定(介護予防)福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定(介護予防)福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定(介護予防)福祉用具貸与に係る(介護予防)福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める地域の内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 12 年厚生省告示第 22 号)第 2 号のその他の地域であつて、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成 12 年厚生省告示第 24 号)に規定する地域を除いた地域 イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯 ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項に規定する辺地 ハ 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域 ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣が定める施設基準 1 月当たり実利用者数が 15 人(5 人)以下の指定(介護予防)福祉用具貸与事業所であること 	<p>④ 注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定(介護予防)福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の 3 分の 2 に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該 3 分の 2 に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分してそれぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>なお、実利用者数とは前年度(3 月を除く。)の 1 月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の 3 月における 1 月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月日以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第一の 5 の届出を提出しなければならない。</p> <p>また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。</p> <p>(注: 2009. 2. 1 現在大阪府下で中山間地域等とは①千早赤阪村の全域、②太子町の一部(山田)、③能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)のみとなっています)</p>